

自転車の安全利用の推進!

1 自転車マナーアップ強化月間

令和6年5月1日(水)から5月31日(金)まで

2 交通ルールの遵守と交通マナーの実践

(1) 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

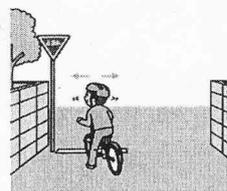
- 信号機のある交差点では信号に従って安全を確認して通行しましょう。
- 一時停止の標識がある場所では、必ず一時停止をして、安全を確かめましょう。交通量が少ないところでも、いきなり飛び出すことは危険です。安全を十分に確かめ、速度を落として通行しましょう。

(2) ヘルメットの着用

- 令和5年4月1日から全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。
- 自転車を利用する人は、事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

(3) 自転車保険加入の義務化

- 『広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例』の制定に伴い、令和5年4月1日から自転車保険への加入が義務化されました。自転車を利用される方は、万が一に備え、自転車保険に加入しましょう。



令和6年
5月号

ぎおんわが町

祇園交番
874-0027
安佐南警察署
874-0110

自転車利用時の注意!

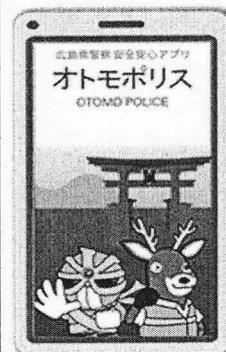
1 自転車の安全性の確保

- 整備不良自転車(ブレーキがない、ライトがない等)を運転してはいけません。
- 自転車に乗る前にブレーキのきき具合やタイヤの空気圧等を点検しましょう。

2 加害者にならないために

- 自転車利用中の赤信号無視、夜間の無灯火、携帯電話を操作しながらの運転などの光津違反により、自転車が加害者となる交通事故が多発しています。

これまでも、被害者が死亡したり重篤な後遺障害が生じたことにより、高額な損害賠償を命じる判決が複数出されており、中には、9,000万円を超える事例もあります。



ダウンロード
はこちらから



広島県警察安全安心アプリ
オトモポリス

YouTubeに広島県警察の公式チャンネルを開設し

ていますので、是非、ご視聴をお願いします。

YouTubeで検索

広島県警



祇園交番事件事故発生状況

★ 交通事故 (令和6年3月)	★ 犯罪発生状況 (令和6年1~3月)
物件事故 133件	自転車盗 18件
人身事故 11件	置引き 1件
	万引き 13件